

日本農業市場学会役員選出細則

この細則は、日本農業市場学会会則第6条における役員を選出方法について定めるものである。

[理事・監事の選出方法]

1. 理事の定員は22名とする。そのうち、10名を総会で選出するほか、8名は地域ブロックより各1名ずつ選出し、4名は会長指名とする。
2. 地域ブロックは、①北海道、②東北、③東京、④関東（東京以外）、⑤中部（甲信越、北陸、東海）、⑥近畿、⑦中四国、⑧九州・沖縄の8ブロックとする。
3. 各地域ブロックにおける理事の選出は、前期の理事の責任において行い、総会の1カ月前までに学会事務局に報告する。
4. 総会出席者による投票は10名以内の連記とし、得票数で上位10名の者を理事として選出する。最下位者が同数の場合には、年長者を当選者とする。
5. 投票の管理は、理事会が委嘱する選挙管理委員会で行う。学会事務局は、被選挙権者である会員のブロック別名簿および投票用紙を用意する。
6. 開票結果は、総会の開催日中に発表する。
7. 会長指名理事は、学会事務局校、学会誌編集事務局校、および学会開催校などを考慮して選任するものとする。
8. 監事候補者は、会計監査の便宜を考慮し、原則として学会事務局校の存在する地域ブロックから会長が推薦し、総会において承認を求めるものとする。
9. 地域ブロック選出理事については、その任期中に所属ブロックが変更しても、役員は継続するものとし、欠員となったブロックからの補充選出は行わない。

[会長・副会長の選出方法]

1. 会長・副会長の選出は、新理事による理事会で行う。理事会の招集は新理事の最年長者が行い、議長となる。
2. 選出は投票により行う。投票は総会選出理事及び地域ブロック選出理事の3分の2以上の出席によって成立し、会長は、単記無記名の投票により出席理事の過半数の票を得たものを当選者とする。1回目の投票で過半数を得たものがない場合には、上位2名による決選投票を行う。
3. 副会長の選出は、3名連記の投票によって行い、得票数の上位3名を当選者とする。投票の結果、最下位の得票数が同数となった場合には、年長者を当選者とする。
4. 会長・副会長の選挙は、学会事務局が管理する。
5. 会長は、学術交流（学術会議、他学会関係）を担当し、副会長は学会誌編集委員長、学会賞選考委員長、企画委員長をそれぞれ分担する。分担については、理事会の議を必要とする。

[付則] 本細則の改廃は総会においてこれを行う。

(2000年4月2日総会決定、同日施行)